



北秋田市 建設部 都市計画課

〒018-4392

秋田県 北秋田市 米内沢 字 七曲 23番地

TEL 0186-72-5246

FAX 0186-72-4747

Email: toshi@city.kitaakita.akita.jp



北秋田市役所

Migrate to Kitaakita.



移住でお得。

北秋田市 移住者住宅支援事業

移住者支援事業とは…

定住の目的で

北秋田市へ転入し、

市内に住宅を新築又は

購入した方を対象に

移住者住宅購入費等助成金を

交付します。

対象者

- ・北秋田市への**転入者**であること。
助成金対象者については以下のとおりです。
- 【Uターン者】市民であった方が市外に転出し、5年以上市外で生活した後、再び北秋田市に住民登録した方。
- 【Iターン者】市外出身者であって、新たに北秋田市に住民登録し、生活の基盤が北秋田市にある方。

※下記の方は対象外

- ・転勤等で一時的に住民登録を行った方
- ・公務員としての就職による住民登録を行った方
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした方
- ・勉学のため転出し、
勉学の終了により再び住民登録をした方
- ・市税に滞納がある方
(北秋田市で課税されていない場合は、
転入前の市区町村税に滞納がある者)
- ・過去にこの要綱による助成金等の交付を受けている方
- ・その他、市長が交付対象者として不適当と認めた方

対象物件

- ・住所登録日の前後1年以内に
取得した住宅
- ※土地のみの取得は対象外です。



対象費用

- ・定住用住宅の新築および建売(未使用のもの)
または中古住宅の購入に要した費用(土地代含む)
- ※新築及び建売については、市内建築業者が建築した住宅
(中古住宅については、申請者の親族(4親等以内)
以外からの購入物に限る)

助成金の交付額

住宅の取得額のうち、申請者持分の

一般世帯 で 2/10 限度額 **65万円**

子育て世帯 で 4/10 限度額 **130万円**

《子育て世帯》・・・18歳以下(平成11年4月2日以降生まれ)の子と同居している世帯。

取得した物件を改修する場合は、市および県のリフォーム補助金を利用することができます。

申請時期

- ・住民登録をしてから**1年以内**に申請していただきます。

返還規定

- ・助成金の交付を受けた日から、**5年以内**に市外へ転出した場合、
交付を受けた額の**全額を返還**していただきます。

申請・支払の流れ

交付申請書および添付書類(→申請書に記載)を受付窓口へ提出してください。
その後、市から交付決定通知書が届きましたら、請求書を窓口へ提出してください。
(申請書は北秋田市ホームページよりダウンロードできます。)

